

(19) 世界知的所有権機関  
国際事務局



(43) 国際公開日  
2006年5月11日 (11.05.2006)

PCT

(10) 国際公開番号  
WO 2006/048922 A1

- (51) 国際特許分類<sup>7</sup>: **A61H 39/04**
- (21) 国際出願番号: PCT/JP2004/016253
- (22) 国際出願日: 2004年11月2日 (02.11.2004)
- (25) 国際出願の言語: 日本語
- (26) 国際公開の言語: 日本語
- (71) 出願人 および
- (72) 発明者: 鏡和男 (KAGAMI, Kazuo) [JP/JP]; 〒9370801 富山県魚津市新金屋2-1-14 Toyama (JP).
- (74) 代理人: 恒田 勇 (TUNEDA, Isamu); 〒9300007 富山県富山市宝町1-3-17 Toyama (JP).

HU, ID, IL, IN, IS, JP, KE, KG, KP, KR, KZ, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LV, MA, MD, MG, MK, MN, MW, MX, MZ, NA, NI, NO, NZ, OM, PG, PH, PL, PT, RO, RU, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SY, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN, YU, ZA, ZM, ZW.

(84) 指定国 (表示のない限り、全ての種類の広域保護が可能): ARIPO (BW, GH, GM, KE, LS, MW, MZ, NA, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), ユーラシア (AM, AZ, BY, KG, KZ, MD, RU, TJ, TM), ヨーロッパ (AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HU, IE, IS, IT, LU, MC, NL, PL, PT, RO, SE, SI, SK, TR), OAPI (BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, ML, MR, NE, SN, TD, TG).

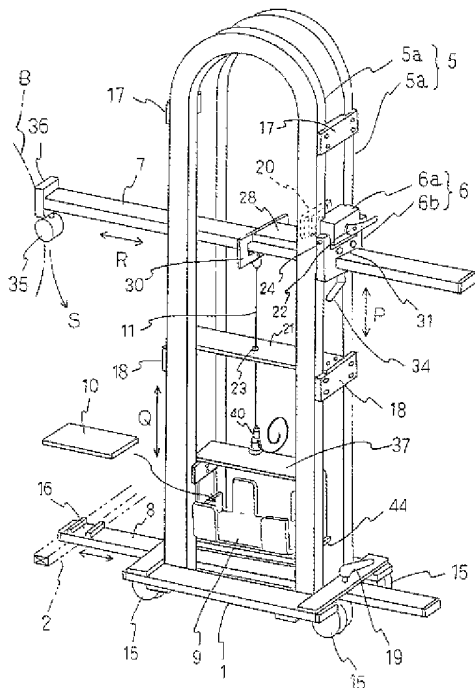
添付公開書類:  
— 国際調査報告書

- (81) 指定国 (表示のない限り、全ての種類の国内保護が可能): AE, AG, AL, AM, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, HR,

2文字コード及び他の略語については、定期発行される各PCTガゼットの巻頭に掲載されている「コードと略語のガイダンスノート」を参照。

(54) Title: CHIROPRACTIC MACHINE

(54) 発明の名称: 整体機



(57) Abstract: A chiropractic machine, wherein a tower-like frame (5) is vertically installed on an adjustable stand (1), and a lifting support body (6) on which a chiropractic bar (7) is held is mounted on the tower-like frame (5) so as to be vertically adjusted. Also, a weight receiver (9) is suspended from the frame so that the load of a weight (10) can be applied as a chiropractic force to a chiropractic element (35) fitted to the end of the chiropractic bar (7) so as to be vertically moved. When the chiropractic machine is used, the height of the lifting support body (6) is adjusted according to the body size, style, and affected part position of a patient, and the required weight (10) is put on the weight receiver (9) according to a symptom. Since a pressing force in proportion to the weight (10) is imparted on the affected part when the chiropractic element (35) is pressed against the affected part, even the persistent deformation of a skeleton can be easily corrected by sustaining that pressing.

[続葉有]

WO 2006/048922 A1



---

(57) 要約:

位置決め可能な台 1 に塔状フレーム 5 を立設し、塔状フレーム 5 に、整体棒 7 が保持される昇降支持体 6 を上下調整可能に装着する他、整体棒 7 の端に具備される整体子 3 5 に対して重り 1 0 の荷重を整体力として及ぼし得るように重り受け 9 を吊り下げて上下動可能に装着してある。これを使用するときには、患者の身体の大きさや姿勢、患部の位置等にしがって昇降支持体 6 の高さを調整し、重り受け 9 には症状等にしがって必要な重り 1 0 を載せる。そうして患部に整体子 3 5 を押し当てると、患部に重り 1 0 に比例した押圧力が及ぶので、これを持続させることにより骨格の頑固な歪みも容易に矯正することができる。

## 明 細 書

### 整体機

### 技術分野

- [0001] この発明は、身体の背骨や頸椎、骨盤、頭蓋骨等の歪みやズレを矯正するために、施術者の指先等に代えて球体等の整体子を身体の患部に押し当てるようにした、主に業務用として使用する整体機に関する。

### 背景技術

- [0002] 腰痛、肩凝り、内臓疾患、皮膚病等の全ての病気や疾患については、多くの場合、上記のような骨格構造の歪みが原因で引き起こされている。骨格構造と循環器系、内分泌系、呼吸器系等の他の臓器等との因果関係は、近代医学では学ぶことはないのに対して、東洋医学では長く研究してきた歴史がある。これによれば、主に手、特に親指を使って骨格構造の歪みが矯正される。
- [0003] 整体術は、「人間の体を構造的に捉え、背骨や骨盤を中心とした骨格のズレを矯正することで万病を回復させることができる。」という考え方を基本とするもので、これによれば、1、2回の施術で矯正し治ることも珍しくないが、ズレや歪みはその人の生活習慣により、10年、20年かけて生じたために頑固であることがある。これは、身体のズレや歪みが細胞のレベルにまで影響を及ぼしているものと考えられる。
- [0004] 本出願人においては、このように全身の細胞の異常情報を解除するためにも、数十分の間連続して、治療すべき部位を矯正しなければならないという考えに至った。しかし、3kgから4kgの一定した力を手で加えて骨格矯正をし続けることはほとんど不可能である。プロでさえ10秒から20秒で限界がくる。

### 発明の開示

### 発明が解決しようとする課題

- [0005] この発明は、上記のような考え方に基づいて、身体の指圧部位に強い力を持続的に掛け続けることができ、その指圧部位を一定範囲で自在に選定し得るばかりでなく、その力の量と方向性を容易に調整し得る整体機を提供することを課題とした。

### 課題を解決するための手段

- [0006] 上記の課題を解決するために、この発明は、位置決め可能な台車に塔状フレームを立設し、塔状フレームに、整体棒が保持される昇降支持体を上下調整可能に装着する他、整体棒の端に具備される整体子に対して重りの荷重を整体力として及ぼし得るように重り受けを吊り下げて上下動可能に装着してあることを特徴とする整体機を提供するものである。
- [0007] 整体機を上記のように構成したから、これを使用するときには、患者の身体の大きさや姿勢、患部の位置等にしがって昇降支持体の高さを調整し、重り受けには症状等にしがって必要な重りを載せる。そうして患部に整体子を押し当てると、患部に重りに比例した押圧力が及ぶので、これを持続させることにより骨格の頑固な歪みも容易に矯正することができる。
- [0008] 塔状フレームは、一対の二股垂直レールからなるものであると(請求項2, 3)、上端に手を掛けて移動しやすく取り扱いが簡便となる。また、ワイヤーで重り受けを吊り下げると(請求項2以下)、簡単な構造により重りの力が整体子に及びやすくなる。さらに、昇降支持体に有する整体棒のスライド保持器により、整体子が下押しに作用することもあり(請求項2, 請求項4)、直進方向の押しに作用することもある(請求項3, 4)。
- [0009] また、整体子について、純銅または純度の高い銅塊体の表面に、ニッケルとロジウムとの合金からなるメッキ層を形成すると(請求項5, 特に請求項6の場合)、そのメッキ層の存在により純銅以上に体内電流を促進させることができ、押圧との相乗効果により矯正の効果を一層高めることができる。

### 発明の効果

- [0010] 以上説明したように、この発明の整体機によれば、重りの量により身体患部としての矯正部位に強い力を持続的に掛けつづけることができ、昇降支持体の高さ位置を調整してその矯正部位を自在に選定し得るばかりでなく、その力の量と方向性を容易に調整し得るため、生活習慣を原因とする骨格構造の頑固な歪みやズレを時間をかけながら容易に矯正できるという優れた効果がある。

### 発明を実施するための最良の形態

- [0011] 図面はいずれもこの発明に係る実施形態を示したものであるが(請求項1)、具体的

には図1が請求項2、図2が請求項3、図3が請求項4、図4が請求項5、6に該当する。  
。

[0012] 請求項2に係る整体機は、図1に示すように、台車1に左右一对の二股垂直レール5a, 5aからなる塔状フレーム5を立設し、塔状フレーム5に、整体棒7が取り付けられる昇降支持体6と、重り受け9とが両二股垂直レール5a, 5aの間をガイドとして上下移動可能に保持され、重り受け9が昇降支持体6にワイヤー11で吊り下げられる。

[0013] なお、台車1を位置決めしやすくするために、台車1にレールガイド棒8が突出長が調整されるように具備され、指圧ベットの回りに配設されるガイドレール2と係合するようにそれに係合部16が設けられ、レールガイド棒8を固定する押すネジ19が台車1に具備される。また、台車1には各四隅にキャスター15, 15, ..が装着される。

[0014] 塔状フレーム5は、その構成部材である左右一对の二股垂直レール5a, 5aが上端部で逆U字形に反転しそれより下方が平行となっているもので、そのため、上端部に手を掛けて取り扱いやすい。この二股垂直レール5a, 5aの下端が台車1に固定されているが、両方の間隔を保持するために、逆U字形の箇所に近い上端部の前後両側に連結板17, 17をネジ止めし、また、中間部にも連結板18, 18をネジ止めするとともに、その両連結板18, 18の間に中間部板21を架設してネジで止めてある。昇降支持体6が上端の連結板17, 17とこの中間部板21との間において上下するようにその間が開放され、中間部板21には中央に昇降支持体6から下がるワイヤー11の通し穴23が設けてある。

[0015] 昇降支持体6は、後側で両二股垂直レール5a, 5aの間をガイドとして(P方向へ)昇降するガイドブロック6aと、それに支点ピン24で軸支されるスライド保持器6bとからなるもので、ガイドブロック6aは、その対の雌ネジ板20に螺入される雄ネジ22で締め付けられ、二股垂直レール5a, 5aに雌ネジ板20とで挟み固定されるようになっている。一方、スライド保持器6bは、本体がブロック状であって前記の如く支点ピン24でガイドブロック6aに取り付けられるが、スライドレール28が一体に固着される。このスライドレール28は、整体棒7を下面に摺り合わせて保持するもので、先端に整体棒7が貫通して保持される端面板30が固着される。

[0016] 整体棒7は、スライドレール28の下面にスライドするように、端面板30の他にスライ

ド保持器6bの本体にスライド可能に貫通され、その本体に押すネジ34が固定のために設けられ、常時中央に位置する端面板30にワイヤー11を接続してある。また、整体棒7の前端の取付端子36にネジで整体子35が取り付けられている(図4参照)。以上から、整体棒7について高さ調整(P方向)、長さ調整(R方向)、角度調整(S方向)されることになり、こうして整体子35が身体Bの患部に具合良く当たるよう適切に使用され得る。

- [0017] 重り受け9は、両側から板状の重り10を出し入れできるように、金属板により左右両開口の矩形の枠形に形成したもので、塔状フレーム5との係合板37に垂設され、係合板37の中央にワイヤー11を長さ調整できる連結金具40が取り付けられる。また、重り受け9の両端44, 44が塔状フレーム5と係合するようになっており、ワイヤー11に吊り下がりながら整体棒7の揺動に従って上下方向(Q方向)に垂直移動する。
- [0018] 請求項3に係る整体機は、図2に示すように、塔状フレーム5が同じく逆U字形の二股垂直レール5a, 5aからなるもので、それが台車1に立設されて構築される等、前記実施形態のものとはほぼ同じ構造であるので、同符号を付して説明を省略する。異なっている点は、昇降支持体6およびそれに付属する整体棒7等が主である。
- [0019] 昇降支持体6は、ガイドブロック6aとスライド保持器6bとからなるものであるが、スライド保持器6bは、整体棒7が通る長手の角筒形であって、両端部が両二股垂直レール5a, 5aに挟まれて少し外へ突き出ており、水平に上下するようにガイドブロック6aに固定されている。そして、整体棒7の前端には整体子35がネジにより着脱可能に取り付けられる。また、後端にも整体子35が取り付けられ、それには長いボルトネジ38が取り付けられ、それが整体棒7から垂下して取り付けられる。
- [0020] スライド保持器6bには中間にワイヤー11を掛ける滑車45が取り付けられ、整体棒7の後端部にワイヤー11を長さ調整可能に止める連結金具47が取り付けられているので、重り受け9に乘せられた重り10の荷重が整体棒7を前方へ押すことになって、その押す力で整体子35が身体Bに押圧される。
- [0021] 請求項4に係る整体機は、図3に示すように、台車1に塔状フレーム5が立設されるが、それが直な左右一対の支柱5b, 5bで構成され、これに昇降支持体6を装着し、昇降支持体6に整体棒7がスライド可能で且つ揺動可能に取り付けられる。

- [0022] 昇降支持体6は、両支柱5b、5bにそれぞれ挿入されるガイドブロック6a、6aの間に円筒形のスライド保持器6bを揺動可能に軸支したもので、整体棒7の両端には雄ネジの軸49、49を介してそれぞれ整体子35、35が取り付けられる。スライド保持器6bと一体の軸受金具51の回転軸(図示省略)を中心に整体棒7が上下に揺動するけれども、その回転軸にワイヤー11を掛け、整体棒7の後端部にワイヤー11を止める連結金具47が取り付けられるので、図2のものと同様に、重り受け9に載せた重り10の荷重で整体棒7が前方(矢印R参照)へ押されることになる。
- [0023] 前方押しのために連結金具47を取り付けるために、整体棒7の後端部に取付け片43が垂設される。また、スライド保持器6bの前端にも連結金具47を掛止する取付け片48が垂設されるので、これにワイヤー11を掛けると、整体棒7を下に(S方向へ)押すことになる。なお、スライド保持器6bには、不使用の際に整体棒7を止めるための押すネジ53が取り付けられている。その他については、前述の実施形態のものと同様であるので、同符号を付して説明を省略する。
- [0024] 以上の各実施形態において、整体子35には体内電流を促進させる金属触子が用いられている(請求項5、6)。これについては、図4および図5について説明する。
- [0025] その体内電流を促進させる金属触子としての整体子35は、純銅の銅塊体55にニッケル(Ni)とロジウム(Rh)との合金でメッキを施し、銅塊体55の表面にその合金のメッキ層57が形成されている。銅塊体1には100%の純銅の塊を切削して球状に形成したものを使用し、メッキ層3の合金組成については、種々の実験の結果、その中で最良と思われる素材について、バックグランドスペクトルによる分析により、ニッケルが53.07重量%(原子%;66.466)、ロジウムが46.93重量%(原子%;33.534)であることが分かった。図5がその分析結果を示す。
- [0026] 純銅については、無酸素銅、タフピッチ銅、リン脱酸銅の製造方法があり、そのいずれによる純銅を使用しても良いが、無酸素銅は、還元性雰囲気中で脱酸、あるいは真空溶解することで含有酸素量を低下させたもので、水素脆性を起こすおそれなく、不純物元素も少ないことから、この製法による純銅を最適として採用した。
- [0027] しかし、タフピッチ銅は、電気、熱の伝導性に優れているので、体内電流を促進させる点で望ましい。また、展延性、絞り加工性、耐候性が良いことから、単に球体のよ

うな形状に限られることなく、エアリング等の身廻品のように複雑な形状の金属触子の製造に適している。ただし、還元性雰囲気中で加熱すると水素脆性を起こす欠点がある。リン脱酸銅は、リンを脱酸素剤として使用し、含有酸素量を低下させたので、水素脆性を起こすおそれはないがタフピッチ銅に比べて導電率はやゝ低下する欠点がある。

### 図面の簡単な説明

- [0028] [図1]この発明に係る一実施の形態を示す整体機の斜視図である。  
[図2]他の実施形態を示す整体機の斜視図である。  
[図3]さらに他の実施形態を示す整体機の斜視図である。  
[図4]この発明に係る整体子の断面図である。  
[図5]同実施形態における体内電流を促進させる整体子におけるメッキ層の金属組成を検出したスペクトル分析結果を示す図である。

### 符号の説明

- [0029] 1 台車  
5 塔状フレーム  
5a 二股垂直レール  
5b 支柱  
6 昇降支持体  
6a スライド保持器  
7 整体棒  
9 重り受け  
10 重り  
11 ワイヤー  
35 整体子  
47 連結金具  
55 銅塊体  
57 メッキ層



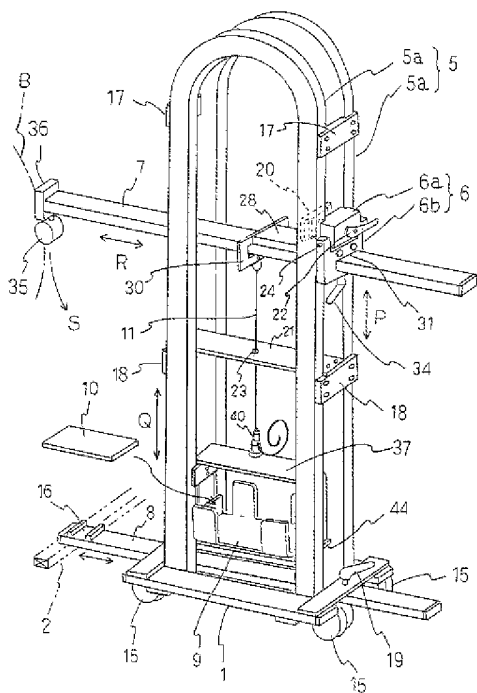
## 請求の範囲

- [1] 位置決め可能な台車に塔状フレームを立設し、塔状フレームに、整体棒が保持される昇降支持体を上下調整可能に装着する他、整体棒の端に具備される整体子に対して重りの荷重を整体力として及ぼし得るように重り受けを吊り下げて上下動可能に装着してあることを特徴とする整体機。
- [2] 塔状フレームが上端で反転する一对の二股垂直レールを昇降支持体と重り受けとのガイドとなるように左右に間隔をおいて並設してなり、整体棒が両二股垂直レールの間に挟まれて前後両側へ突出され、それを支持する昇降支持体が両二股垂直レールの後端レール間に上下調整可能に保持され、その昇降支持体が整体棒のスライド保持器を上下揺動可能に設けてなり、重り受けをワイヤーで昇降支持体のスライド保持器に吊り下げることにより、重りの重量で整体子に下へ押す力が及ぶように構成したことを特徴とする請求項1記載の整体機。
- [3] 塔状フレームが上端で反転する一对の二股垂直レールを昇降支持体と重り受けとのガイドとなるように左右に間隔をおいて並設してなり、整体棒が両二股垂直レールの間に挟まれて前後両側へ突出され、それを支持する昇降支持体が両二股垂直レールに上下調整可能に保持され、その昇降支持体が整体棒のスライド保持器を設けてなり、重りで整体棒にスライド方向の付勢力を及ぼすために、スライド保持器にワイヤーが掛かる滑車を取り付け、ワイヤーで重り受けを吊り下げ得るように整体棒の一端部または両端部にワイヤーが止められる連結金具を取り付けたことを特徴とする請求項1記載の整体機。
- [4] 塔状フレームが垂直な一对の支柱を昇降支持体と重り受けとのガイドとなるように左右に間隔をおいて並設してなり、整体棒が両支柱の間から前後両側へ突出され、それを支持する昇降支持体が両支柱に挿入されることにより上下調整可能に保持され、その昇降支持体が整体棒のスライド保持器を上下揺動可能に軸支してなり、重りで整体棒にスライド方向の付勢力を及ぼすために、スライド保持器に掛けたワイヤーで重り受けを吊り下げ得るように、整体棒の一端部または両端部にワイヤーが止められる連結金具を取り付けたことを特徴とする請求項1記載の整体機。
- [5] 整体子について、純銅または純度の高い銅塊体の表面に、ニッケルとロジウムとの

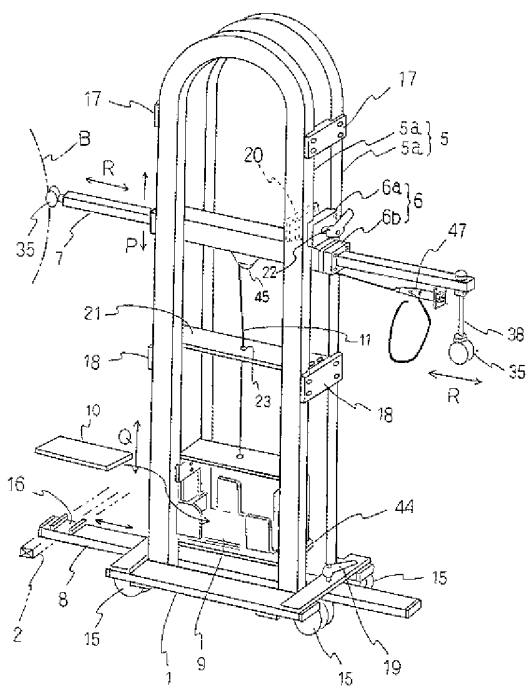
合金からなるメッキ層を形成したことを特徴とする請求項1, 2, 3または4記載の整体機。

- [6] 銅塊体の銅の割合が重量95%以上、メッキ層のニッケルとロジウムとの割合については、ニッケルが40〜60重量%、ロジウムが重量40〜60%の範囲にあることを特徴とする請求項5記載の整体機。

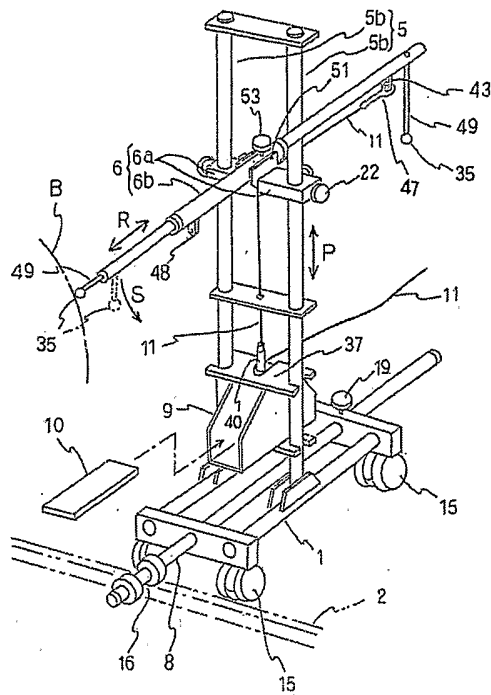
[図1]



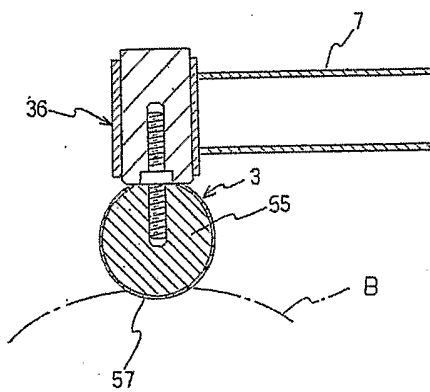
[図2]



[図3]



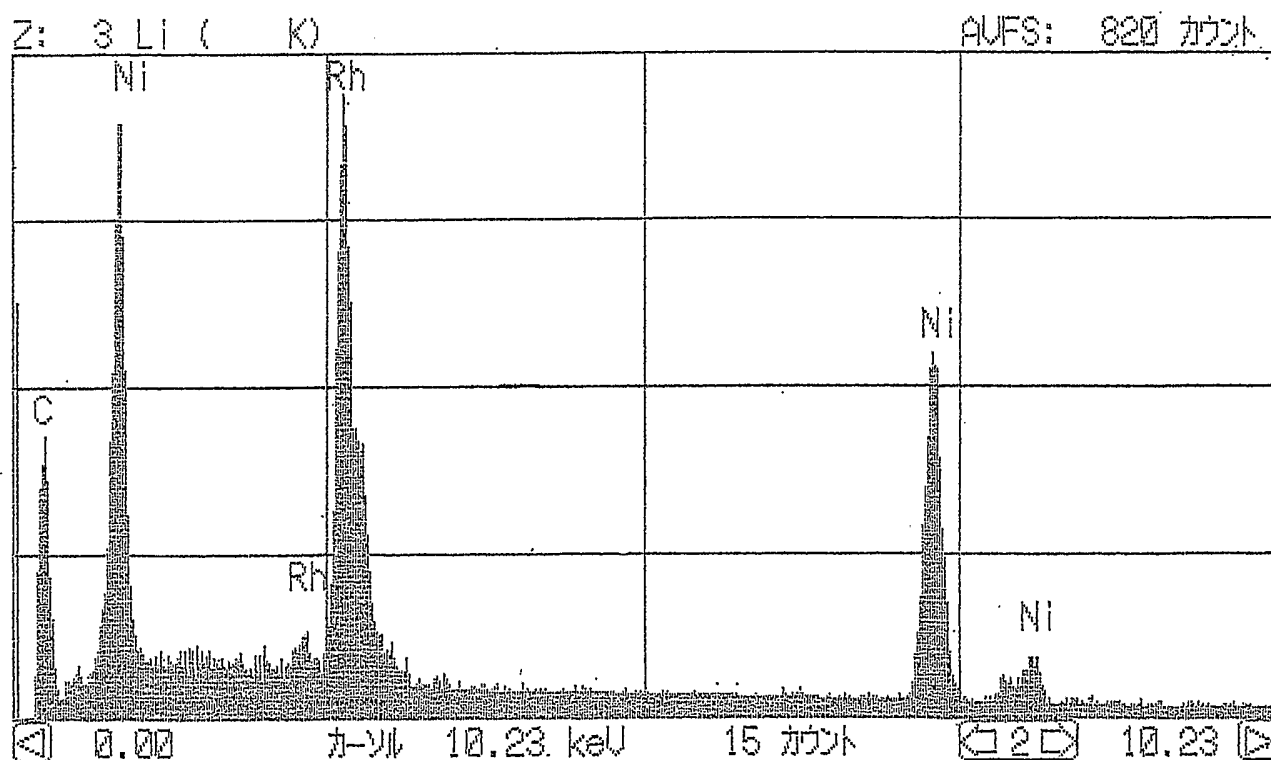
[図4]



【図 5】

1:  
3:ハックグラウンド スペクトル

測定時間: 100 s



## INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2004/016253

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER Int.Cl <sup>7</sup> A61H39/04		
According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
B. FIELDS SEARCHED		
Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) Int.Cl <sup>7</sup> A61H39/04		
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched Jitsuyo Shinan Koho 1926-1996 Toroku Jitsuyo Shinan Koho 1994-2005 Kokai Jitsuyo Shinan Koho 1971-2005 Jitsuyo Shinan Toroku Koho 1996-2005		
Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
Y	JP 3026685 U (Kabushiki Kaisha Kawai Seisakusho), 16 July, 1996 (16.07.96), Full text; all drawings (Family: none)	1, 5, 6
Y	Microfilm of the specification and drawings annexed to the request of Japanese Utility Model Application No. 091145/1971 (Laid-open No. 047692/1973) (Gentaku SATO), 22 June, 1973 (22.06.73), Full text; all drawings (Family: none)	1, 5, 6
<input checked="" type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C. <input type="checkbox"/> See patent family annex.		
* Special categories of cited documents: "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "E" earlier application or patent but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed "T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention "X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art "&" document member of the same patent family		
Date of the actual completion of the international search 04 February, 2005 (04.02.05)		Date of mailing of the international search report 22 February, 2005 (22.02.05)
Name and mailing address of the ISA/ Japanese Patent Office		Authorized officer
Facsimile No.		Telephone No.

## INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2004/016253

C (Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
Y	JP 10-015030 A (Hideko HATTORI), 20 June, 1998 (20.01.98), Full text; all drawings (Family: none)	1, 5, 6
Y	JP 2004-180945 A (Kabushiki Kaisha Taiho Kogei), 02 July, 2004 (02.07.04), Full text; all drawings (Family: none)	5, 6

A. 発明の属する分野の分類 (国際特許分類 (IPC))

Int. Cl. <sup>7</sup> A61H39/04

B. 調査を行った分野

調査を行った最小限資料 (国際特許分類 (IPC))

Int. Cl. <sup>7</sup> A61H39/04

最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの

日本国実用新案公報 1926-1996年  
 日本国公開実用新案公報 1971-2005年  
 日本国登録実用新案公報 1994-2005年  
 日本国実用新案登録公報 1996-2005年

国際調査で使用した電子データベース (データベースの名称、調査に使用した用語)

C. 関連すると認められる文献

引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求の範囲の番号
Y	J P 3026685 U (株式会社川衛製作所) 1996.07.16, 全文, 全図 (ファミリーなし)	1, 5, 6
Y	日本国実用新案登録出願46-091145号 (日本国実用新案登録出願 公開48-047692号) の願書に添付した明細書及び図面の内容を撮影したマイクロフィルム (佐藤玄琢) 1973.06.22, 全文, 全図 (ファミリーなし)	1, 5, 6

C欄の続きにも文献が列挙されている。

パテントファミリーに関する別紙を参照。

\* 引用文献のカテゴリー

「A」 特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの  
 「E」 国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの  
 「L」 優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献 (理由を付す)  
 「O」 口頭による開示、使用、展示等に言及する文献  
 「P」 国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願

の日の後に公表された文献

「T」 国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの  
 「X」 特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの  
 「Y」 特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの  
 「&」 同一パテントファミリー文献

国際調査を完了した日

04.02.2005

国際調査報告の発送日

22.02.2005

国際調査機関の名称及びあて先

日本国特許庁 (ISA/J P)  
 郵便番号100-8915  
 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

特許庁審査官 (権限のある職員)

田中 玲子

3E

9242

電話番号 03-3581-1101 内線 3344



C (続き) . 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求の範囲の番号
Y	JP 10-015030 A (服部秀子) 1998.01.20, 全文, 全図 (ファミリーなし)	1, 5, 6
Y	JP 2004-180945 A (株式会社大宝工芸) 2004.07.02, 全文, 全図 (ファミリーなし)	5, 6